

令和４年度一般会計決算 入湯税の使途状況

入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。

地方税法第７０１条の規定により、環境衛生施設の整備・鉱泉源の保護管理施設の整備・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備・観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てられます。

令和４年度大玉村一般会計決算における入湯税の使途状況については、以下のとおりです。

入湯税 １１，８２０千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国	県	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設整備事業	57,888	2,117	842				54,929
消防施設等整備事業	4,777			3,900	344	533	
観光施設整備事業	9,734					3,014	6,720
観光振興事業	15,813	1,343	2,556			8,273	3,641
合 計	88,212	3,460	3,398	3,900	344	11,820	65,290